

市区町村歯科衛生士 新任期人材育成ガイドライン

住民が幸せに暮らせるまちづくり



全国行政歯科技術職連絡会

2019年10月

市区町村歯科衛生士 新任期人材育成ガイドライン

はじめに

歯科口腔保健の推進に関する法律の施行後、全国で次々と歯科保健条例が制定され、歯科保健計画が策定されています。歯・口腔の健康は、健康寿命の延伸に寄与するというエビデンスが蓄積され、国の健康施策の中にも位置付けられるようになりました。

また、健康格差の縮小という点で、これまで個人の責任として捉えがちだった“健康”は社会全体の責任でもあり、地方公共団体の課題として必要な施策を講じることが求められています。人口減少・超高齢社会に向けた社会の基盤整備や健康格差対策は、保健部門だけでは解決できず、組織横断的なまちづくりの視点から取り組む必要があります。

このような複雑で多様化する課題へ対応するために、行政の歯科衛生士は、新任期から、歯科専門職であると同時に、組織の構成や意思決定構造および財政のしくみ、施策体系や法的根拠を理解したうえで、行政職員として役割を遂行しなければなりません。将来的に政策づくりを担う専門職として成長していくためには、新任期からキャリアデザインを意識し行動することが重要であると考え、行政の歯科衛生士の中で母数の多い市区町村歯科衛生士を対象に本ガイドラインを作成しました。

一方、行政の歯科衛生士の配置状況や業務は、都道府県、市区町村ごとに異なり、画一化することは困難であるため、本ガイドラインを一つのモデルとして、都道府県を含む各地方公共団体の実情に合った人材育成マニュアルなどを作成する際に活用してほしいと考えています。

このガイドラインを手にとった行政の歯科衛生士が、自らの目指すべき姿を考え、自らを振り返り、今後さらに前に進み、発展していくことを願っています。

さらに、行政の歯科衛生士は少数職種であることから、必ずしも同職種による人材育成が成り立つわけではありません。新任期における歯科衛生士の人材育成を担う保健師等他職種の参考として活用されると共に、行政の歯科衛生士について広く理解してもらう一助となれば幸いです。

2019年10月

全国行政歯科技術職連絡会
会長 長 優子

○行政の歯科衛生士として目指すべき姿

行政の歯科衛生士として最終的に目指すのは、歯・口腔の健康だけに留まらず『住民が幸せに暮らせるまちづくり』であり、自ら地域を愛し、住み続けたいまちを住民と共につくることであると思いました。

下図は、行政の歯科衛生士のベースとなる基本的な能力や、取り組んでいく項目を挙げ、将来的に政策づくりを担う人材へと成長する過程をイメージしたものです。



行政職員としての ステップアップ

地方公共団体の職員としての基本……p.1

- (1) コンプライアンス（法令遵守）
- (2) 服務規程
- (3) 行政で働く職員

法律・条例の解釈……p.2

- (1) 法律
 《押さえよう！歯科関連の
 法律・条例関係》
- (2) 条例・規則
- (3) 要綱・要領

国や都道府県の動向をつかむ……p.3

コラム「情報をキャッチしよう！」

議会・議員……p.4

事務処理能力の習得……p.4

- (1) 文書作成
- (2) 起案・決裁
- (3) 予算
 コラム「パソコンを使いこなそう！」

仕事のマネジメントシステム……p.5

- (1) PDCA サイクル
 コラム「『Do』だけになって
 いませんか？」
- (2) マネジメント
- (3) 庁内連携

専門性を 磨く・深める

行政における歯科保健活動の基本的な 考え方……p.7

- (1) 公衆衛生
 コラム「公衆衛生マインドを
 持って働こう！」
- (2) ヘルスプロモーション

地域における歯科保健活動……p.8

- (1) 都道府県と市区町村の役割
- (2) 市区町村歯科衛生士の業務と役割
- (3) 地域診断・分析能力
- (4) 歯科医師会等関係団体や多職種と
 の連携
- (5) 住民との協働
- (6) ソーシャル・キャピタル
 コラム「地域を知ろう！」

行政に勤務する歯科専門職としての 自己研鑽……p.11

- (1) 研修参加
- (2) 学会参加
 《主な研修・学会》
- (3) 研究
 コラム「研修・学会参加のもうひと
 つのメリット」

◎調べてみよう！

◎新任期を終えて さあ、ここからが
本当のスタートライン！

行政職員としてのステップアップ

1 地方公共団体の職員としての基本

市区町村に歯科衛生士が採用された場合、身分は地方公務員となります。地域住民に対する個別相談や集団支援等の業務だけではなく、行政職員として、地域住民のニーズに応じた事業企画、立案、予算要求、関連部署との連携、担当する業務に関する様々な事務にも従事します。

(1) コンプライアンス（法令遵守）

憲法第15条第2項は「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定し、これを受けて、地方公務員法第30条は「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) 服務規程

行政が雇用する職員には任用の違いによって様々な雇用形態がありますが、いずれも行政の公務に携わるため、公務員の義務である守秘義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程があります。

(3) 行政で働く職員

正規職員の場合、職階制により職位が定められており、昇任し、職位が上位になるにつれ職務権限が増え、責任も大きくなります。行政の職員は正規職員の他に、雇用条件の違いによって様々な種類があります。

正規職員/再任用職員（短時間・フルタイム）/再雇用職員/非常勤職員/臨時職員/休業代替人材派遣/委託職員…など

雇用形態の違いをよく認識し、指揮命令系統や業務の区分を理解しましょう。

2 法律・条例の解釈

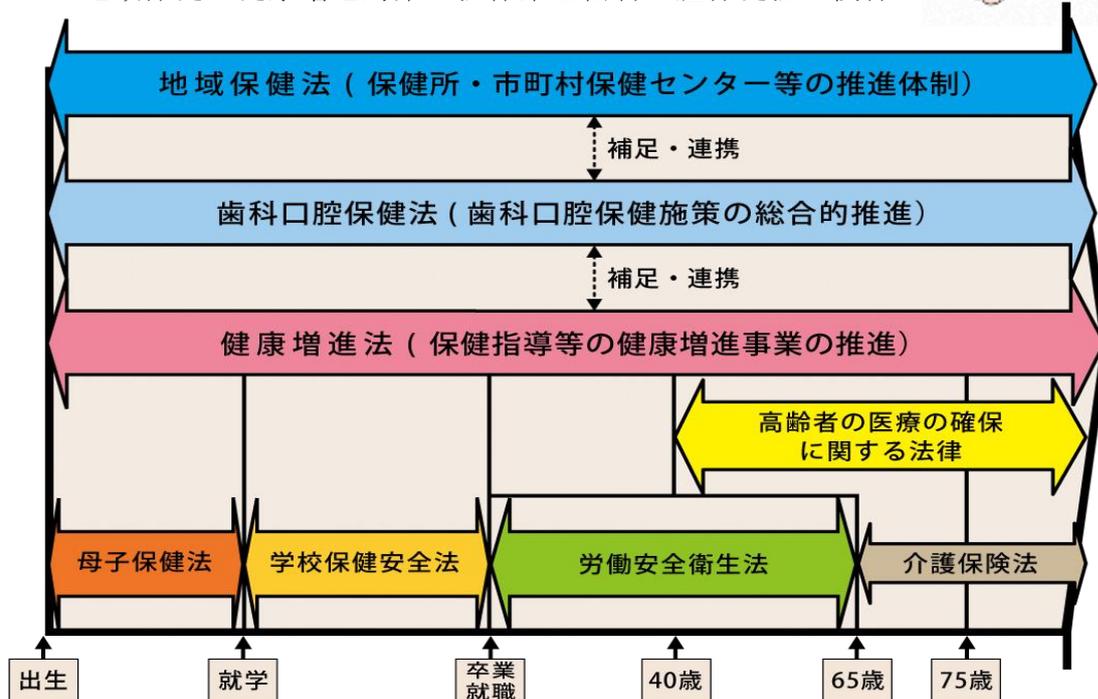
(1) 法律

地方公共団体の業務は地方自治法を基本法として行われ、保健や福祉等、各分野の根拠法令に基づいて様々な事業を実施します。行政職員として、地方自治法、地方公務員法のほか、担当の業務に関する法律制度等について情報や知識を深めて、事業内容等を適時、検討する必要があります。



《押さえよう！ 歯科関連の法律・条例関係》

地域保健・健康増進対策の法体系と歯科口腔保健法の関係



引用：大内論文（新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学講座福祉学分野大内章嗣氏）
http://nkkkg.eiyo.ac.jp/_src/sc3439/21_62.pdf

歯科口腔保健に関する条例の作成状況（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000167130.pdf>

(2) 条例・規則

根拠法令のほかに、地方公共団体は独自に様々な決まりを定め、行政運営を行っています。

① 条例

地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定めます。議会の議決が必要です。

② 規則

地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定めます。議会の議決を必要としません。

(3) 要綱・要領

法律や条例の規定を受けて制定されるものではなく、地方公共団体が事務の取り

扱いや基準を法令に準拠した形で独自に定めているもので、法的な拘束力はありません。一般的には指針・基準を定めるものを「要綱」、事務処理の手段や方法等について細かく定める場合には「要領」を使います。

3 国や都道府県の動向をつかむ

国や都道府県の政策や計画等を、常にアンテナを高く張って敏感にキャッチすることは、政策形成や事業企画等に役立ちます。

| | 国 | 都道府県 | 市区町村 |
|------|--|--|---|
| 全 体 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針） ・経済財政諮問会議報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画 |
| 歯科保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健計画 |
| 母子保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21（第2次） | <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画 ・次世代育成支援行動計画 |
| 学校保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領 ・「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり | | |
| 成人保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康日本21（第二次） | <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画 |
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業（支援）計画に関する基本指針 ・高齢者計画の策定基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画 ・老人福祉計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画 ・老人福祉計画 |
| 障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画 |



情報をキャッチしよう！

歯科に関する情報や、専門分野以外の動向や社会情勢等、広い視野で捉えていきましょう。参考になるものをいくつかご紹介します。

【保健衛生行政に関する情報媒体】

- ・日刊メディファクス（株式会社じほう <https://mf.jiho.jp/>）
- ・週刊保健衛生ニュース（社会保険実務研究所）
- ・地域保健（東京法規出版 <https://www.chiikihoken.net/>）
- ・月刊公衆衛生（医学書院）
- ・月刊公衆衛生情報（日本公衆衛生協会 http://www.phcd.jp/O2/j_koushueisei/）
- ・月刊親子保健（公益社団法人母子保健推進会議 <http://bosui.or.jp/business10/>）
- ・月刊母子保健（公益財団法人母子衛生研究 <https://www.mcfh.or.jp/>）

【歯科口腔保健の情報提供サイト】

- ・e-ヘルスネット（厚生労働省サイト <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>）
- ・歯っとサイト（国立保健医療科学院サイト
<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/gyoushi.html>
- ・e-stat（政府統計の総合窓口サイト <https://www.e-stat.go.jp/>）

4 議会・議員

議会とは、住民が直接選挙で選んだ代表(地方議員)で構成される最高の意思決定機関で、都道府県・市町村・特別区において共通の制度です。

議会は、条例の制定、予算の決定、地方税に関する議決のほか執行機関の監視、議会の組織運営等の権限を持っています。

また、議員は、国や地方公共団体に設置されている議会及びその他の議決機関を組織し、その議決に加わる資格を有する者をいいます。

地方公共団体議会の議員はすべて選挙によって選ばれます。

5 事務処理能力の習得

(1) 文書作成

地方公共団体では、通常、文書を「公文書」と「私文書」に区別しています。その区分は、「国又は地方公共団体の機関又は公務員が、その職務上作成した文書」を公文書といい、それ以外の文書を私文書といいます。

公文書には、照会、回答、通知、依頼、伺い文、回覧、復命書、条例、告示等があります。

文書作成は、文書管理規則に基づく文書の基本書式やルール等を定めた文書作成手引きを参考にして作成するとよいでしょう。

(2) 起案・決裁

事業の実施については、担当者が自由に行えるものではなく、所属機関として実施について意思決定された上で行われなくてはなりません。

所属機関としての意思を決定するために、その基礎となる案文を作成することを起案といいます。

担当者が作成した起案を上司に回議し、係長や課長等による調整・審査等を行い、組織としての統一的な意思を形成しながら、所属長等の決裁責任者が決裁することによって、組織としての意思決定を行います。決裁によって、事業の実施が確定します。

歯科衛生士に行政職員のスキルは必要？



(3) 予算

地方公共団体の事業予算は、年度開始前に議会の議決を得て決定しますので、翌年度に実施する事業については、前年度中にその事業の必要性、根拠、実施方法、予測される効果、必要財源、法的根拠等を説明できる資料の準備を進め、事業実施に必要な予算編成をしておく必要があります。

国や都道府県の補助事業等を活用できる場合もありますので、確認してみましょう。



パソコンを使いこなそう！

行政の事務処理はパソコンが必須となり、総合的な内部システムの構築が進んでいます。起案等の公文書作成のほか、資料作成や統計分析等、業務を効率的に進めるうえで、Word や Excel、PowerPoint 等を使いこなすスキルが必要です。

6 仕事のマネジメントシステム

(1) PDCA サイクル

業務の効率化と質を向上させるためには、目標達成のための計画を立て、具体的に実行に移し、その結果を振り返って客観的に評価し、よりよい改善方法を考える PDCA サイクルを意識して取り組むようにします。



『Do』だけになっていませんか？

市区町村の歯科衛生士は、少数職種のため、各部署に 1 名配置となっているところが多く、配属される部署にもよりますが、まずは事業を覚える事から始まります。

しかし、覚えることに必死になりすぎて、ややもすると、事業目的や実施計画に目を向けないまま、『Do』（実施する）だけを一生懸命に行い、仕事をしている気になってしまいがちです。

あなたは、自分の担当する事業の目的や計画を理解して、PDCA サイクルで仕事を行っていますか？

(2) マネジメント

行政の歯科衛生士は、自分が手足を動かす現場プレーヤーになるばかりでなく、常に政策や戦略のブレインの役割を担っていることを意識することが必要です。人材育成や体制整備等の仕組みづくりのマネジメント能力を身につけましょう。

(3) 庁内連携

行政は、部署内では職員個々の担当業務が異なり、各部署の担当業務が縦割りで、横断的な対応がとりにくいこともあります。地域課題の解決や事業目的を効率的、効果的に果たすためには、部署内の他職種や他部署との庁内連携が不可欠となります。

連携には、目的を共有することが必要となるので、部署内では、上司や所属職員に報告・連絡・相談をこまめに行って業務に取り組むようにし、他部署とは、会議出席や庁内の活動参加等を通じて、必要な時に相談や情報交換ができるような、信頼関係を構築しておくといでしょう。

専門性を磨く・深める

1 行政における歯科保健活動の基本的な考え方

(1) 公衆衛生

公衆衛生とは、「共同社会の組織的な努力を通じて、疾病を予防し、寿命を延長し、身体的・精神的健康と能率の増進をはかる科学・技術である」とされ、個人ではなく集団に対してアプローチをすることを特徴としています。



コラム 公衆衛生マインドを持って働こう！

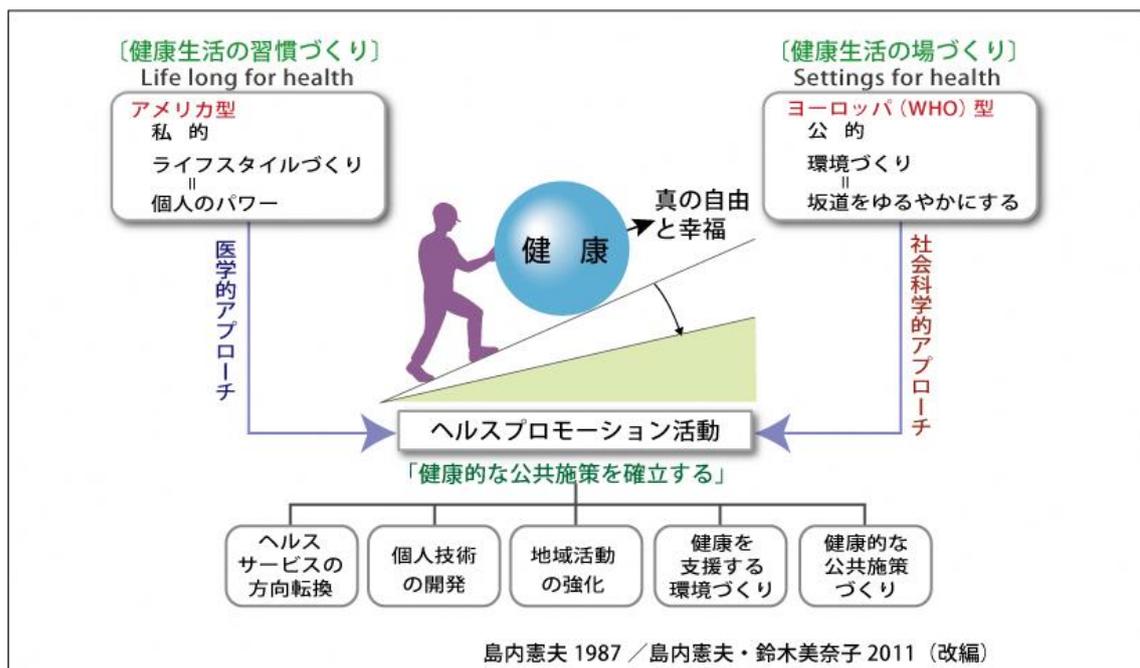
市区町村の歯科衛生士は、臨床のように個人にアプローチを行うだけではなく、地域を単位としてその地域全体の健康課題をみつけ、分析し、解決していく公衆衛生的な視点が必要です。

地域全体の人々の健康への成果は、目に見えにくく、すぐに結果が出るものでもありません。公衆衛生マインドをしっかりとって、地域住民が健康で幸せに暮らせるまちづくりに取り組んでいきましょう。

(2) ヘルスプロモーション

ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定因子をコントロールし、改善することができるプロセス」のことをいいます。

住民自身が歯科保健に係る知識や技術を習得するための様々な健康教育的な活動や健診等も必要ですが、これまで対象としてこなかった地域の関係者を巻き込み、口の健康に関する新たな環境の設定や地域活動づくりを進めることが重要です。保健医療の領域に限定しないダイナミックな地域の活動を創造してみてください。



出典：日本ヘルスプロモーション学会HP

2 地域における歯科保健活動

(1) 都道府県と市区町村の役割

平成9年の地域保健法施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市区町村が実施することとなりました。

都道府県と市区町村の歯科保健業務の役割については「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」（健政発第一三八号：各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省健康政策局長通知）に示されています。

また、保健所、保健センター、口腔保健支援センターの機能については、以下に示します。

○保健所、保健センター、口腔保健支援センターの機能

| | 設置根拠 | 設置 | 業務 |
|------------|-----------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 保健所 | 地域保健法 | 都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区 | 広域的・専門的なサービスを実施 |
| 市町村保健センター | 地域保健法 | 市町村 | 住民に身近な保健サービスを実施 |
| 口腔保健支援センター | 歯科口腔保健の推進に関する法律 | 都道府県、保健所設置市、特別区（任意設置） | 歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施 |

(2) 市区町村歯科衛生士の業務と役割

都道府県や保健所が市区町村を包括し、広域にわたる業務を担っていることに対して、市区町村は住民への対人業務を主としています。しかし、近年の行政サービスの多様化や地域健康課題の複雑化に伴い、市区町村の歯科衛生士の業務も広がっています。

業務の拡大に伴い、庁内の保健・医療・福祉・教育等の他部署や関係団体と連携し、総合的に施策を推進していく役割も担うようになってきました。

また、地域の歯科保健を担う人材の育成という点で、保健・医療・福祉に関わる専門職との連携や、地域で活動する歯科衛生士の場づくりや育成についても、重要な役割の一つとなっています。

○ 市区町村歯科衛生士の業務

- ・ 歯科保健対策推進のための企画や体制の整備（歯科保健計画の策定、関係機関との連携調整）
- ・ 母子、成人、高齢者、その他のライフステージや地域の特性に応じた歯科保健事業の実施
- ・ 普及啓発（歯科保健関連情報の提供や行事の開催）
- ・ 歯科保健向上のための地域ボランティアの育成と活用
- ・ 人材育成・活用（職員の研修・教育）
- ・ 庁内における連携及び情報発信 など

(3) 地域診断・分析能力

地域診断とは、地域の様々なデータや情報を収集し、地域毎の課題を分析することです。市区町村は地域の特性や資源を把握し、その情報を分析して地域の健康課題を抽出していきます。

健康課題を解決するために、PDCA サイクルを回し、実施のみで終わらず、健康課題を解決できたかどうかの評価を行うことが重要です。

市区町村は多くの住民データを有しています。多くのデータの中から必要なデータを抽出し、統計的に分析する能力は、地域診断を行ううえで不可欠です。具体的には、住民のニーズに基づき、地域の問題を発見して課題が見えてきたら、それに対してどのような対策やサービスを実施するか検討して優先順位をつけます。疫学的手法を用いて健康に及ぼす問題や影響する要因を分析し、費用やマンパワーがどの程度必要となるか、地域の実情を加味して総合的に判断します。

①緊急性、②住民の必要性、③科学的に妥当であるか、④地域の限られた資源を活用できる実効性はあるか、などの分析が必要です。

(4) 歯科医師会等関係団体や多職種との連携

行政に勤務する歯科専門職は少数であることから、歯科医師会等関係団体や多職種と連携して歯科保健事業を推進していく必要があります。

歯科医師会は、地域の歯科保健医療に関する事業の多くを担っています。事業を円滑に行うために歯科医師会の協力は重要です。

また、市区町村の事業は、歯科専門職だけで執り行うものはむしろ少なく、多職種で事業を展開することが多くあります。保健・医療・福祉・教育に関わる職員や専門職、関係団体が、同じ目標に向かって連携するよう、それらをつなげる役割を担うこともあります。

さらに、最近では行政だけが主導するのではなく、産・官・学連携や地域における交流も視野に入れた「仕組みづくり」が必要であり、市区町村の歯科衛生士として、これらの連携は欠かせないものとなっています。



(5) 住民との協働

住民と市区町村が、共通の課題や目標を達成するために、各々が役割と責任をもって互いに主体性を持ち、協力して取り組んでいくことを「協働」といいます。協働により、住民自身が自らの健康づくりや地域の健康問題について考える機会を得るとともに、行政の健康づくり計画に多様な価値観や考え方が加わり、保健活動全体が活性化するメリットがあります。

住民組織には、町内会、自治会、健康づくり推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員、民生委員、児童委員、患者の会やボランティア団体等があります。

住民との協働を進めていくためには、普段から顔の見える関係性を築き、地域の中のキーパーソンを発掘し、限られた地域資源を活用して、住民主体の活動をバックアップしていくことが重要です。

地域の人々が暮らす環境や生活を見据え、住民目線に立った健康づくりを意識しましょう。

(6) ソーシャル・キャピタル

ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)とは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のことを言います。

人とのつながりや信頼関係が、健康に関連があることがわかってきています。地域のコミュニティの中で育まれる信頼関係は、地域の健康づくりや安全・安心なまちづくりに欠かせない要素になっています。健康づくりには地域住民や関係団体、多職種との協働のもと、地域のコミュニティづくりを推進していくことも重要です。

“住民が幸せに暮らせるまちづくり”って？

衛子ちゃん、
“住民が幸せに暮らせるまちづくり”って
何だと思う？

う〜ん...

私たちにできることっていうと、
「う蝕罹患率を減少させること」や
「8020の達成率を上げること」ですかね？

うん、それも大切なことよね
だけど、住民の皆さんが本当に幸せに暮らせる
まちづくりを目指すためには、
みんなと
“協働”することが
大切なよ

きょうどう
協働？

そう！「協働」は、
色々な人と力を合わせて
1つの目標に向かって活動することを言うの

そのために、行政歯科衛生士は色々な人や団体と
つながることが大切なのよ！

町内会
ボランティア
団体
地域住民
健康づくり
推進員
民生委員



地域を知ろう！

住民目線で事業を企画立案、実施していくためには、まず、自分自身がその土地を好きになることが重要です。生まれ育ったまちで勤務している人もいれば、就職して初めて訪れたまちで勤務している人もいることと思います。地域住民と話すといろいろなことを教えてもらえます！仕事帰りにまち歩きをしてみるのもいいですね。

3 行政に勤務する歯科専門職としての自己研鑽

市区町村の歯科衛生士は、所属する地方公共団体の中でも歯科の知識を有している数少ない行政職員であるため、幅広い歯・口腔に関する知識を専門職として、住民だけでなく、庁内においても積極的に発信することが求められます。そのために、自らの専門知識を常に高める必要があります。



(1) 研修参加

職場の内外問わず、興味のある研修に積極的に参加してみましょう。

① 職場内研修 (OJT)

職場内で行われる研修。庁内研修や課内研修等があります。

例) 新規採用職員研修、文書・財務研修、窓口対応研修、専門職研修など

② 職場外研修 (OFF-JT)

職場外で行われる研修。国 (厚生労働省・国立保健医療科学院) や都道府県、歯科医師会等関係団体主催の研修等があります。



(2) 学会参加

新しい知識や考え方を得るためにも、学会に参加しましょう。

学会に入っていないなくても、学術集会に参加できますので、まずは興味のある学会に足を運んでみましょう。

《主な研修・学会》

全国歯科保健推進研修会
地域歯科保健研究会（夏ゼミ）
むし歯予防全国大会
日本公衆衛生学会
日本口腔衛生学会
日本歯科衛生学会 など

(3) 研究

「研究」と聞くと難しく考えてしまいがちですが、日々取り組んでいる業務自体が研究対象となります。研究により導かれた結果から、地域の健康課題を見出すこともでき、健康課題を解決できるような事業の企画立案および施策に結びつくエビデンスにもなっていくきます。

行政に勤務する歯科衛生士として、地域の健康課題を捉えることは大切な業務の1つです。業務のPDCAサイクルを意識し評価するためにも、まずは日常の業務から疑問や課題を見つけ、研究に取り組んでみましょう。そして、研究した成果は学会等で発表してみましょう。多くの方とディスカッションすることで、新たな気づきや課題解決の糸口をつかむことも期待できます。

学会に参加してみよう

研修会や講演会に
たくさん参加して
勉強するぞっ！



先輩！学会ですか？
でも私、何の学会にも
入っていないんです～

衛子ちゃん頑張ってるね！
学会には参加したことあるの？



学会は非会員でも参加できるのよ
でも、参加費や交通費、宿泊費などがかかるから、
年間計画を立てることが大事よ
旅行がてらってのもいいし、
今度一緒に行ってみない？

は、はいっ！行ってみます！



いろいろな話が聞けて、仲間と名刺交換も
できました！ちょっと勇気を出して懇親会にも
参加してよかったです！！

最初の一步を
踏み出せたね！
次は発表できると
いいね！





研修・学会参加のもうひとつのメリット

研修や学会に参加するメリットとして思いつくのは、新しい知識を得るということですが、それだけではなく、人とのつながりを作る絶好のチャンスでもあるのです。

職場内研修では、他課の人と知り合いになることで、後に助けてもらえることもたくさんあるでしょう。職場外研修でも、さまざまな職場で働いている人や他職種の人などと知り合えて、自分自身の見聞を広げることができます。

また、研修・学会の振り返りを行うためにも、仲間を誘って2人以上で参加することをオススメします。名刺を持って、誘い合って出かけましょう。

調べてみよう！



- ハイリスクアプローチと
ポピュレーションアプローチ
- ライフコースアプローチ
- コモンリスクファクターアプローチ

- 0次予防
- ナッジ理論

- 健康の
社会的決定要因

- ヘルスリテラシー

新任期を終えて

さあ、ここからが本当のスタートライン！

一通りの業務 が理解でき、実践できるようになってきました。
もう新任期ではなく、職場内でも信頼も厚く、後輩が入职し、
プリセプターを経験している人も多いと思います。
もしかしたら、異動を経験しているかもしれません。

プライベート では、結婚や出産などの
イベントを経験しているかもしれません。

育児やワーク・ライフ・バランスに悩んでいる時期かもしれ
ません。

さまざまな理由から、現在の仕事を続けるかどうか、
岐路に立っていることも考えられます。



しかし、本当の面白さはこれからです！

ここで日常の業務をルーチンと捉えるのか、それとも、いろいろなことが
分かってきたからこそ、さらに深めようと思うのか・・・

今までは、とにかくガムシャラにやってきましたが、この先は立ち止まり、
職場の風土に流されていないか？これはスタンダードなのか？今まで以上に
ギモンを持ってチャレンジする時です！

今後、歯科保健業務から離れて、違う業務を経験するかもしれませんが、
何事もポジティブに捉え、糧としましょう。

地域の課題は何か、健康課題に留まらず、地域が抱えている課題を深掘りし
ていきましょう。なぜなら、私たちは地方公務員だからです。その地域の問題
を住民と一緒に考え、解決していく方向を探っていくことが必要です。

公衆衛生マインドを持って、保健や福祉以外の業務にも目を向け、部署間連
携を図っていきましょう。同期や先輩後輩等のつながりを活かし、あなた自身
が職場や地域で、ソーシャル・キャピタルを高めていくことが大事です。

住民が幸せに暮らせるまちづくりが、行政の歯科衛生士として目指すべき姿
であるということを忘れずに、どこの部署でもあなたの力が発揮できることを
願っています。

新任期人材育成ガイドライン検討会 名簿

| 所 属 | 氏 名 |
|-------------------------|--------|
| 豊島区池袋保健所健康推進課 | 芦田 慶子 |
| 板橋区健康生きがい部志村健康福祉センター | 石垣 翔子 |
| 習志野市健康福祉部健康支援課 | 伊藤 有花 |
| 鎌ヶ谷市健康福祉部健康増進課 | 氏家 里実 |
| 台東保健所保健サービス課 | 貝澤 詩織 |
| 神奈川県小田原保健福祉事務所 | 加藤 千鶴子 |
| さいたま市教育委員会学校教育部健康教育課 | 小池田 幸子 |
| 市原市子ども未来部子育てネウボラセンター | 高澤 みどり |
| 江戸川区健康サービス課葛西健康サポートセンター | 長 優子 |
| 鎌ヶ谷市健康福祉部健康増進課 | 前田 亜優 |
| 船橋市東部保健センター | 吉野 ゆかり |

オブザーバー

| 所 属 | 氏 名 |
|----------------------------|-------|
| 熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 | 楠田 美佳 |
| 町田市保健所保健総務課 | 田村 光平 |
| 鎌ヶ谷市健康福祉部高齢者支援課 | 西山 珠樹 |
| 元 新宿区健康部 | 矢澤 正人 |

検討会 開催日時

- 第1回 平成30年11月9日(金) 19:00~21:00 (東京)
- 第2回 平成30年12月22日(土) 13:00~17:00 (東京)
- 第3回 平成31年2月9日(土) 16:00~19:00 (東京)
- 第4回 平成31年3月9日(土) 13:00~17:00 (東京)
- 第5回 平成31年4月20日(土) 10:00~14:00 (東京)
- 第6回 令和元年7月13日(土) 14:00~18:00 (東京)
- 第7回 令和元年7月28日(日) 13:30~17:00 (秋田)

市区町村歯科衛生士 新任期人材育成ガイドライン

発行日：令和元（2019）年10月
発 行：全国行政歯科技術職連絡会（行歯会）